



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役社長 津江 真行
(コード：3236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年 9 月30日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 41,000株
(3) 処分価額	1 株につき 275 円
(4) 処分価額の総額	11,275,000円
(5) 割当予定先	取締役（監査等委員であるものを除く。）7名 41,000株 (社外取締役 3名 6,300株)

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 8 月 27 日開催の第 34 期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認いただきました。その後、監査等委員会設置会社への機関変更に伴い、2024 年 8 月 27 日開催の当社第 38 期定時株主総会において、①譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分する方法により行うこと、②譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭報酬枠の内枠で年額 20 百万円以内（うち社外取締役分は年額 5 百万円以内。）を支給すること、③本制度に基づき発行又は処分する当社普通株式の総数は年 16 万

株以内（うち社外取締役分は年4万株以内。なお、当社普通株式の株式分割（株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われたときは、発行又は処分される株式数をその比率に応じて調整することができるものとします。）とすること、及び④譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役7名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計11,275,000円（うち社外取締役分は1,732,500円。）と引き換えに、当社の普通株式41,000株（以下「本割当株式」といい、このうち社外取締役分は6,300株となります。）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年9月30日（払込期日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、対象取締役が、本役務提供期間経過後、本割当株式の払込期日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合は、当該退任日の翌日をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年9月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である275円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上